

# 合併協定書

根上町 寺井町 辰口町

1 合併の方式

能美郡根上町、同郡寺井町及び同郡辰口町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年（2005年）2月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、能美市とする。

4 新市の事務所の位置

合併時には、分庁方式で根上町、寺井町、辰口町の現有庁舎を利用し、新市の事務所の位置は、現寺井町役場（寺井町字寺井た35番地）とする。

5 財産の取り扱い

3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

6 議会議員の定数及び任期の取り扱い

(1) 3町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日までの9ヵ月間引き続き新市の議会の議員として在任する。

(2) 新市の議会の議員の定数は、18人とする。

ただし、在任特例適用後第1回目の選挙に限り、定数は22人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い

市に一つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であったものは、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年3月31日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 一般職の職員の身分の取り扱い

(1) 3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

(3) 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。

- (4) 職務の級については、合併時に見直しを行い職名とともに級分類を調整し統一する。
- (5) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、給与については、新市において速やかに格差是正を行なう。

## 9 特別職の職員の身分の取り扱い

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料等の額は、現行の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (2) 市議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (3) 行政委員会の委員数、任期は、各法令の定めるところによる。報酬の額は現行報酬額をもとに調整する。
- (4) 審議会、委員会等の附属機関は次のとおり取り扱うものとする。
  - 1) 現に3町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
  - 2) 1町又は、2町にのみ設置されているものは、統合を図るべく調整する。
  - 3) 人数、任期、報酬額は現行の制度をもとに調整する。
- (5) その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額を厳に調整し新市において新たに設置する。

## 10 地方税の取り扱い

- (1) 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、鉱産税、特別土地保有税の税率については、3町相違がないため市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 3町に相違がある個人町民税、固定資産税及び都市計画税の納期については、根上町、寺井町の例によるものとする。
- (3) 都市計画税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併後3ヵ年度は不均一課税とする。

年度	根上町		寺井町		辰口町
	都市計画区域		都市計画区域		都市計画区域
	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域	(未線引き)
平成16年度	0.30%	0.30%	0.30%	—	0.10%
平成17年度	0.30%	0.15%	0.30%	0.15%	0.15%
平成18年度	0.30%	0.20%	0.30%	0.20%	0.20%
平成19年度	0.30%	0.25%	0.30%	0.25%	0.25%
平成20年度	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%

※ 根上町・寺井町の市街化調整区域は、下水道事業計画認可区域を課税区域とする。

※ 辰口町は、原則として農振農用地及び集落外の山林を除く区域を課税区域とする。

## 11 条例、規則の取り扱い

条例、規則等の制定にあつては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整方針に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの。

## 12 事務組織及び機構の取り扱い

新市の事務組織及び機構については、分庁方式を十分考慮し、次の「新市行政組織機構整備方針」に基づき整備する。

- (1) 市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (2) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (3) 簡素で効率的な組織・機構
- (4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (5) 行政課題に即応できる組織・機構

## 13 一部事務組合等の取り扱い

### (1) 一部事務組合の取り扱い

1) 能美郡介護認定事務組合、能美郡広域事務組合（消防・環境）については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。ただし、介護認定事務及び消防事務については、将来新市において発展的解消を目指して調整する。

2) 手取川流域環境衛生事業組合、手取郷広域事務組合、手取川水防事務組合、南加賀広域圏事務組合、石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合、石川縣市町村消防賞じゅつ金組合、石川縣市町村職員退職手当組合及び石川縣市町村職員共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

3) 石川県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の前日をもって脱退する。

### (2) 公社・事業団等の取り扱い

1) 根上町土地開発公社及び辰口町土地開発公社は、合併の日の前日までに、その所有する財産を寺井町土地開発公社に譲渡し解散する。寺井町土地開発公社については新市において、能美市土地開発公社として存続するものとする。

2) 財団法人根上町福祉事業団、財団法人寺井町福祉事業団、財団法人辰口町福祉事業団、財団法人ねあがり文化振興事業団、財団法人寺井町余暇健康開発公社、並びに財団法人辰口町生涯学習事業団については、これまで各法人が行ってきた自主事業、受託事業を尊重しながら、合併に合わせて統合する。

- 3) 財団法人辰口丘陵公園振興協会については、現行のとおりとする。
- 4) 社団法人根上町商工振興公社については、合併の日の前日までに解散する。
- 5) 社会福祉法人湯寿会については、現行のとおりとする。

#### 14 使用料、手数料等の取り扱い

- (1) 使用料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、
  - 1) 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整するもの。
  - 2) 合併時まで、各町の例により調整するもの。
  - 3) 合併時まで、廃止の方向で調整するもの。に分類し、調整する。
- (2) 手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに、負担の公平性の原則により、合併時に統一するものとする。

#### 15 公共的団体等の取り扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。

- (1) 3町又は2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、存続、廃止を含めて検討が進められるよう調整に努める。

#### 16 補助金、交付金等の取り扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図り次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 3町又は2町で同一あるいは同種の団体に対する補助金、交付金等は、団体の理解と協力を得て、統合等の推進も考慮し、速やかに調整する。
- (2) 独自の目的を持った団体に対する補助金、交付金等は、制度の経緯実績を踏まえ、新市において調整する。
- (3) 3町又は2町で同一あるいは同種の事業に対する補助金、交付金等は、合併時まで、制度の統一化に向けて調整する。
- (4) 3町独自で実施している事業に対する補助金、交付金等は、実績を踏まえ、新市において調整する。

## 17 町名、字名の取り扱い

- (1) 「能美郡根上町」、「能美郡寺井町字」及び「能美郡辰口町字」を「能美市」に置き換える。
- (2) 字の名称については、根上町は現行のとおりとし、寺井町と辰口町は、原則として字の名称のあとに「町」を付す方針で、住民の意向を尊重しながら調整する。

例 旧 能美郡根上町中町子88番地  
新 能美市中町子88番地

- (3) 字の区域については、現行のとおりとする。

## 18 慣行の取り扱い

市の章は、合併時まで決定する。市の花、木、市民憲章、表彰制度、市の歌、市の踊り、市のキャッチフレーズ、市のキャラクターマークについては、新市において検討する。

## 19 国民健康保険事業の取り扱い

- (1) 国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。ただし、平成16年度については、不均一課税とする。
  - 1) 賦課方式について、医療保険分は3町相違がないため現行のとおりとし、介護保険分は寺井町、辰口町の例によるものとする。
  - 2) 応益割、応能割の平準化を図り、軽減割合については、7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用するものとする。
  - 3) 納期については、納税義務者の利便性を考慮し、根上町、辰口町の例により調整する。
- (2) 出産育児一時金については、子育て支援金支給制度の新設により、1件30万円とする。
- (3) 葬祭費については、寺井町の例によるものとする。
- (4) 高額療養費貸付制度は、根上町、寺井町の例によるものとする。
- (5) 人間ドック、脳ドック助成事業は、助成割合は寺井町の例によるものとし、対象者を30歳以上74歳以下の国民健康保険資格取得者とする事で調整する。
- (6) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
- (7) 国民健康保険町立根上総合病院については、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。

## 20 介護保険事業の取り扱い

- (1) 介護保険事業については、新市が保険者となり健全で円滑な運営に努める。
- (2) 介護保険料
  - 1) 介護保険料は、3町相違がないため現行のとおりとする。

- 2) 納期については、根上町、寺井町の例によるものとする。
- (3) 認定
  - 1) 認定申請の窓口は、住民の身近な所で出来るよう調整する。
  - 2) 訪問調査の実施方法は、調査員数を考慮し直営と委託との併用とする。
  - 3) 介護認定審査会については、一部事務組合等の取り扱いにおいて協議する。
- (4) 利用者負担軽減事業については、次のとおりとする。
  - 1) 低所得利用者負担軽減助成事業については、寺井町、辰口町の例により調整する。
  - 2) 訪問介護サービス利用者支援事業については、根上町の例により調整する。
  - 3) 社会福祉法人による利用者負担軽減事業については、辰口町の例により調整する。
- (5) 居宅介護支援事業所については、新市では設置しないものとする。
- (6) 新市において速やかに介護保険事業計画・老人保健福祉計画を策定する。

## 21 消防団の取り扱い

- (1) 消防団については、合併時に統合する。
- (2) 根上町、寺井町、辰口町の消防団員であるものについては、新市に引き継ぐ。
- (3) 組織、階級、定員、任用、報酬、費用弁償及び訓練等については、調整し新市に引き継ぐ。

## 22 各種事務事業の取り扱い

### 22-1 地域情報化関係事業

- (1) 新市の地域情報化計画及びテレトピア計画の事業計画については、新市発足にむけて調整検討し、新たに策定する。
- (2) テレトピア計画の区域については、合併時まで調整する。

### 22-2 男女共同参画事業、女性政策事業

- (1) 女性政策事業については、現行の内容を基に新市において調整し実施する。
- (2) 男女共同参画事業については、新市において男女共同参画社会の形成に関する基本計画を策定し実施する。

### 22-3 姉妹都市、国際交流事業

姉妹都市、国際交流事業については、各町の現状を踏まえ下記のとおり調整する。

- (1) 姉妹都市
  - 1) 国際交流については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - 2) 地域間交流については、合併時まで、関係町と協定のあり方について協議する。

(2) 国際交流事業

- 1) 国際交流員の設置については、新市において、新たに設置する。
- 2) 国際交流推進事業については、実施することを基本に、統合・再編に向けて調整する。
- 3) 国際交流団体等については、それぞれの実情を尊重しながら引き続き支援する。

22-4 消防防災関係事業

- (1) 防災会議については、合併時に新たに設置し、地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、新計画ができるまでの間は、暫定地域防災計画を策定し、災害時に備える。
- (2) 防災行政無線（同報系、移動系）の運用は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 消防水利整備事業負担率については、合併時まで調整する。

22-5 交通関係事業

- (1) 交通安全対策会議については、合併時まで根上町の例により調整する。
- (2) コミュニティバス運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、利用料金については、合併時まで調整することとし、運行方法等は新市において速やかに調整する。
- (3) 3町を連携するバス路線については、路線バス（能美線等）を含め関係機関と協議し、合併時まで運行できるよう努める。
- (4) 街灯整備
  - 1) 区（町内会）内の街灯（防犯灯）の新設及び取り替えについては、設置費の1/2を補助する。
  - 2) 区（町内会）内の街灯（防犯灯）電気料については、辰口町の例により調整する。

22-6 電算システム関係事業

電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように合併時に統合し、分庁舎及び出先機関をネットワークで結び運用する。

22-7 広報公聴関係事業

- (1) 広報紙については、新市においても毎月発行することとし発行日は毎月1日とする。ただし、平成17年2月号の発行は、合併後速やかに行う。また、住民への配布方法は、合併時まで調整する。
- (2) 公聴に関することについては、新市において調整する。



## 22-8 納税関係事業

- (1) 前納報奨金については、次のとおり取り扱うものとする。
  - 1) 交付率については、寺井町、辰口町の例により調整する。
  - 2) 納付時期については、3町相違がないため現行のとおりとする。
  - 3) 交付限度額については、根上町の例により調整する。
- (2) 納税組合については、口座振替の普及・推進やプライバシー保護の観点から、合併翌年度から廃止の方向で検討する。

## 22-9 窓口業務

分庁方式を採用する中で、各庁舎に総合窓口的機能を設け、また閉庁時における窓口業務についても、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。

## 22-10 保健関係事業

- (1) 結核予防事業については、結核予防法に基づき現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 健康危機管理対策（食中毒、感染症、毒劇物、飲料水汚染等）については、石川県南加賀保健所と連携し適切な対応が出来るよう、対策マニュアルを新市において速やかに策定する。
- (3) 保健センター、母子保健、予防接種及び成人・老人保健事業については、合併時までに内容等を調整し統一する。

なお、成人・老人保健事業における各種検診の委託先については、合併時までに調整する。また、各種がん検診の対象年齢については国の基準に合わせる方向で調整し、新市においての各種がん検診の自己負担は無料、短期人間ドック、脳ドックの自己負担は2割とする。
- (4) 平日夜間、休日祝日に初期対応する急患センターの整備を南加賀医療圏において協議し、地域医療体制の充実を推進する。

## 22-11 障害者福祉事業

- (1) 各種相談業務については、障害者が日常生活上のあらゆる相談・支援を受けられるよう、新市において専門的な相談体制及び窓口の充実に努める。
- (2) 国、県の制度に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当、障害者手帳交付、障害者支援費、特別障害者手当、更生医療給付、補装具給付、重度心身障害者日常生活用具給付、重度心身障害者医療費助成、小規模授産施設助成、精神障害者居宅生活支援の事務については、3町相違がないため現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 障害者基本計画については、根上町、寺井町、辰口町の計画を引き継ぎ、新市において速やかに策定する。

- (4) 障害児校外活動支援事業については、辰口町の例によるものとする。
- (5) 障害者デイサービスについては、辰口町の例によるものとする。
- (6) 障害者授産施設等通所費助成については、根上町の例によるものとする。
- (7) 心身障害児扶養手当については、辰口町の例により調整する。
- (8) いきいき在宅福祉手当については、現行制度を廃止する。
- (9) 心身障害者扶養共済制度助成については、辰口町の例により調整する。
- (10) 心身障害者等入院療養援護金については、対象者を市民税非課税世帯の10日以上の継続入院で、身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳所持者、小学校入学までの乳幼児とし、助成額は1日につき、350円とする。
- (11) 福祉タクシー利用料金助成については、対象者を身体障害者手帳1・2級、下肢・体幹及び視覚障害者については3級まで、療育手帳所持者、精神障害者手帳所持者とし、利用枚数は、寺井町の例によるものとする。
- (12) 手話奉仕員養成派遣事業については、根上町の例によるものとする。
- (13) 身体障害者温泉療養助成事業補助については、身体障害者福祉協議会と協議の上、新市において調整する。
- (14) 障害者の日記念事業費補助については、手をつなぐ育成会等の各種団体と協議の上、新市において調整する。
- (15) 精神障害者医療費助成事業については、根上町の例によるものとする。
- (16) ホームヘルプサービス事業（精神障害者生活支援）については、利用時間等は辰口町の例によるものとし、利用者負担については、生活保護、市民税非課税世帯は無料、その他の世帯は、1時間80円とする。

## 22-12 高齢者福祉事業

- (1) 高齢者福祉事業の目標を設定し、その供給体制を確保するため新市において速やかに高齢者福祉計画を策定する。
- (2) 老人クラブ活動補助については、単位老人クラブ活動補助、町老人クラブ連合会活動補助ともに、補助金額は、新市において調整する。
- (3) 老人医療費助成事業については、辰口町の例によるものとする。ただし、対象者は本人が市民税非課税者に限る。
- (4) 敬老事業については、敬老会は新市において調整し、記念品については、80歳、88歳、95歳とし、記念品の額は一律1万円とする。また、敬老年金、敬老福祉事業については、現行制度を廃止する。
- (5) 長寿者表彰については、100歳の誕生日に20万円を贈呈するものとする。居住要件は、市内に10年以上居住した者とする。ただし、施設入所者については、入所前に市内に10年以上居住した者とする。

- (6) 外国人高齢者福祉手当については、根上町の例によるものとする。
- (7) 老人日常生活用具給付については、対象者、給付品目は根上町の例によるものとし、利用者負担区分の一人暮らし老人等については寺井町、辰口町の例によるものとし、虚弱な高齢者については根上町の例によるものとする。
- (8) 福祉機器、用具の貸し出しについては、対象者、貸し出し期間は根上町の例によるものとし、貸与品目のうち、電動ベット、エアマットの貸し出しは廃止する。
- (9) 在宅介護支援センターについては、合併時まで調整する。
- (10) 入浴無料券交付事業については、寺井町、辰口町の制度とも新市に引き継ぐ。  
また、65歳以上の者、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者を対象に根上町老人福祉センター、寺井町老人福祉センター、辰口町総合福祉会館の3館共通利用証を交付する。
- (11) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、対象者は根上町の例によるものとし、回数は辰口町の例によるものとする。利用者負担については、根上町の例により調整する。
- (12) 訪問理美容サービス事業については、対象者は根上町の例によるものとし、訪問サービスが必要な者に限る。回数については、根上町の例によるものとし、利用者負担は根上町の例により調整する。
- (13) 外出支援サービス事業については、辰口町の例によるものとする。対象者は根上町の例によるものとし、利用者負担は辰口町の例により調整する。また、利用回数については、現行のとおりとする。
- (14) 配食サービス事業（毎日型）については、民間専門業者に委託実施する。内容は寺井町、辰口町の例によるものとし、対象者は根上町の例によるものとする。利用者負担については、1食あたり200円とする。ただし、日中一人暮らし老人については、1食あたり400円とする。
- (15) 配食サービス事業（ふれあい型）については、新市社会福祉協議会の事業として調整する。
- (16) 家族介護慰労事業については、対象者は要介護3～5の人を在宅で介護している人とし、支給額は月額1万円とする。
- (17) 家族介護者交流事業については、根上町、辰口町の例によるものとする。回数は辰口町の例によるものとし、利用者負担については、寺井町の例によるものとする。その他、介護者の会の活動助成は別途調整する。
- (18) 家族介護用品の支給については、対象者は寺井町の例によるものとし、対象介護用品、助成金については、根上町の例によるものとする。
- (19) 徘徊高齢者家族支援サービス事業については、対象者は根上町の例によるものとし、利用者負担については、寺井町の例によるものとする。

- (20) ホームヘルプサービス事業については、対象者は根上町、辰口町の例によるものとし、利用時間等は辰口町の例によるものとする。利用者負担については、生活保護、市民税非課税世帯は無料、その他の世帯は、1時間80円とする。
- (21) 緊急通報システムについては、システム内容は、既存の委託業者にとらわれることなくシステム内容等について検討し、新市において実施する。利用者負担については、寺井町の例によるものとする。
- (22) 住宅改造費助成事業については、対象者、対象となる改修は根上町の例によるものとし、助成額については、寺井町、辰口町の例によるものとする。
- (23) 福祉電話設置事業については、寺井町の例によるものとする。
- (24) 寝たきり老人等ショートステイ事業については、寺井町の例によるものとする。
- (25) 生活管理指導事業（短期宿泊）については、根上町の例によるものとする。

#### 22-13 児童福祉事業

- (1) 能美市発足に伴い、第3子以降の児童に5歳まで毎年6万円、合計30万円の子育て支援金を支給する制度を新たに設ける。
- (2) 児童館事業については、施設名は合併時までに調整し、開館時間、休館日については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 放課後学童クラブについては、対象、保育日、保育時間、負担金は合併時までに調整し、実施施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 子育て支援短期利用事業については、根上町の例によるものとする。
- (5) 子育て支援事業については、現行制度は、子育て支援金支給制度創設のため廃止する。
- (6) チャイルドシート購入助成事業については、辰口町の例により調整する。
- (7) ひとり親家庭等福祉手当給付事業については、事業名を「ひとり親家庭等福祉手当給付事業」と改め、給付額を一人月2,500円とし、対象者・支給期間を寺井町の例により調整する。
- (8) ひとり親家庭等医療費助成事業については、対象者を県の制度に準じ、「18歳以下の児童、障害の程度が1～3級の状態にある20歳未満の児童とその養育者」とし、新市に引き継ぐ。
- (9) 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (10) 寡婦医療費助成事業については、根上町の例により調整する。
- (11) 妊産婦医療費助成事業については、辰口町の例によるものとする。
- (12) 不妊治療費助成事業については、事業名を統一して、新市に引き継ぐ。
- (13) 特定疾患医療費助成事業については、辰口町の例によるものとする。

- (14) 子ども虐待防止ネットワーク推進事業については、新市において速やかに調整する。

#### 22-14 保育事業

- (1) 保育園、定員等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 保育料については、国の徴収金基準額表に基づく階層区分及び定義を適用し、別表1のとおり定める。ただし、平成16年度の保育料については、現行のとおりとする。
- (3) 保育時間等
- 1) 通常の保育時間については、月～土曜日の1日8時間(8時～16時)とする。
  - 2) 希望保育時間については、保護者の希望により、7時30分～8時及び16～18時とする。
  - 3) 延長保育時間については、寺井町、辰口町の例によるものとする。
- (4) 保育事業
- 1) 通園バスの送迎については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
  - 2) 温水・温室プールについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - 3) 遠足等への助成については、園児1人当たり1,000円/年とする。
  - 4) 園外保育については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - 5) 調理場所については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
  - 6) 入園申込時期については、辰口町の例によるものとする。
- (5) 一時保育事業
- 1) 受入年齢及び受入日数については、寺井町、辰口町の例によるものとする。
  - 2) 一時保育料金については、年齢に関わらず1,000円/半日、2,000円/日とする。
- (6) 延長保育料金、障害児保育事業、乳児保育事業及び子育て支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 22-15 生活保護事業

生活保護事業については、新市において福祉部局の機構内に福祉事務所を配置し、法令等に基づき実施する。

なお、福祉事務所は、生活保護法・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更正の措置に関する事務をつかさどり、また、地域住民の福祉に関するいろいろな援助、指導及び相談に応じるものとする。

#### 22-16 その他の福祉事業

- (1) 被災者生活再建支援金支給、民生児童委員協議会、行路困窮者措置費法外援助（行旅人）、日本赤十字社関係、戦没者遺族（弔慰金）、援護（戦没者等の妻に対する特別給付金等）、人権擁護委員活動、在宅当番医制委託事業の事務については、3町相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 民生委員推薦会については、新市において新たに委員を委嘱し、委員会を組織する。
- (3) 成年後見制度利用支援事業については、根上町の例によるものとする。
- (4) 戦没者追悼式については、開催日時、方法等は遺族会との協議の上、新市において調整する。
- (5) 災害弔慰金については、寺井町、辰口町の例によるものとし、災害障害見舞金については、辰口町の例によるものとする。
- (6) 災害援護資金貸付については、寺井町の例によるものとする。

#### 22-17 健康づくり事業

- (1) 健康づくり事業は、健康日本21計画等に基づき、関係機関と協議のうえ、推進していくこととする。
- (2) 子育て支援、生活習慣病予防、介護予防及び障害者保健福祉対策については、新市においても他部局との連携を図り、推進していくこととする。
- (3) 健康日本21計画については、根上町、寺井町、辰口町の計画を引き継ぎ、新市において速やかに策定する。
- (4) 母子保健計画については、根上町、寺井町、辰口町の計画を引き継ぎ、新市において速やかに策定する。
- (5) 健康づくり推進協議会については、健康づくりに関する意見を集約し行政施策に反映させていく場として、新市において健康づくり推進協議会を設置する。
- (6) 健康づくり推進員については、健康づくりの推進母体として、新市において速やかに統一を図る。
- (7) 食生活改善事業については、3町相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (8) 健康福祉まつりについては、新市において速やかに調整する。

#### 22-18 ごみ収集運搬事業

- (1) ごみ処理施設については、現行のとおりとする。
- (2) ごみステーション設置（収集）については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- (3) リサイクル推進員制度等については、新市において速やかに調整する。
- (4) リサイクルポート設置補助事業については、根上町の例により調整する。
- (5) 公共施設の生ごみの減量化については、新市においても実施することとし、方法については速やかに調整する。
- (6) 根上町のリサイクル作業所は新市に引き継ぐ。
- (7) 可燃ごみ・不燃ごみ収集は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとする。収集日については、新市に移行後調整し定める。
- (8) 粗大ゴミの収集については、根上町、寺井町の例により調整する。
- (9) 資源ごみについては、新市に移行後も当分の間現行の内容を継続して実施する。
- (10) 集積かご、ネットの設置については、寺井町の例により調整する。
- (11) 生ごみ処理容器（コンポスト）の購入補助については、根上町・寺井町の例により調整する。
- (12) 生ごみ処理機（電気）の購入については、辰口町の例により調整する。

#### 22-19 環境対策事業

- (1) 環境審議会については、新たに制度を設ける。
- (2) 環境調査については、3町に差異があることから、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 不法投棄監視制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) 環境美化については、現行制度を踏まえ新市において新たな制度を設ける。
- (5) 防疫、駆除事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。但し、アメリカシロヒトリ防除については、根上町の例により調整する。
- (6) 墓園事業については、新市に引き継ぐ。
- (7) 墓地整備事業については、根上町の例により調整する。
- (8) I S O取得推進事業は根上町の例により調整する。

#### 22-20 社会福祉協議会

- (1) 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら合併に向けて調整する。
- (2) 事業委託、事業補助等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整する。

#### 22-21 農林水産関係事業

- (1) 農業振興計画等については、新市において新たに策定する。ただし、新計画ができるまでの間は現行のとおりとする。

- (2) 農業経営基盤強化促進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、地域農業マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (3) 認定農業者及び担い手農家育成の農地集積事業については、新規設定は根上町の例により調整するものとし、再設定は新規設定の1/2とする。
- (4) 農業制度資金利子補給事業については、3町相違がないため現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 標準小作料については、新市において調整する。ただし、新市の標準小作料ができるまでの間は現行のとおりとする。
- (6) 生産調整については、これまでの経緯、実績等を踏まえ新市において調整する。
- (7) 地域農業集団育成等共同機械導入事業の新市補助金については、補助残の1/2とする。
- (8) 農林関係事業負担率については、合併時に調整する。ただし、継続事業の受益者負担率は現行のとおりとする。
- (9) 農道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (10) 市町村森林整備計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画ができるまでの間は現行のとおりとする。
- (11) 松くい虫防除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独事業については新市において調整する。
- (12) 林道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (13) 有害鳥獣駆除については、辰口町の例によるものとする。

#### 22-22 商工・観光関係事業

- (1) 中小企業支援事業については、原則合併時まで、各制度の調整方針により調整する。
- (2) 企業立地支援制度については、各町の対象要件を精査し、制度の見直しを含め、合併時に制度を統一する。ただし、合併までに認定を受けた企業については、従前のとおりとする。
- (3) 雇用対策制度については、合併時まで各町の例により調整する。
- (4) まつりについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 海水浴場開設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 22-23 勤労者・消費者関連事業

- (1) 消費生活相談については、新市において石川県生活科学センターと連携を取りながら実施する。
- (2) 勤労者金融施策については、寺井町の例によるものとする。



## 22-24 建設関係事業

- (1) 認定路線、公営住宅の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 住宅マスタープラン、都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。ただし、新計画の策定までの間は現行のとおり新市において取り扱うものとする。
- (3) 都市計画区域については、新市において策定する都市計画マスタープランに基づき、住民の理解を得ながら速やかに見直しを行うものとする。
- (4) 都市計画道路については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 都市公園の維持管理については、合併時までに速やかに調整する。
- (6) 実施中の土地区画整理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 建設関係事業の地元負担率については、合併時までに調整する。ただし、継続事業の地元負担率は現行のとおりとする。
- (8) 除雪事業については、生活路線の確保が迅速に図られるよう、新市において新たに除雪計画及び出動体制を策定し実施する。

## 22-25 上・下水道関係事業

### <上水道関係事業>

- (1) 水道事業については、次のとおり調整する。
  - 1) 水道事業計画については、合併時までに策定する。
    - ア 水道給水区域は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
    - イ 根上町水道事業のうち工業用水を、新市において創設工業用水道事業として分割する。
  - 2) 簡易水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - 3) 水道事業手数料については、次のとおり、合併時に統一する。
    - ア 給水装置工事事業者登録申請手数料は、3町同一であり、現行のとおりとする。
    - イ 設計審査手数料は、1,000円とする。
    - ウ 新設申込手数料は、寺井町、辰口町の例により廃止する。
    - エ 完成検査手数料は、1,000円とする。
    - オ 開栓、閉栓手数料は、根上町の例により調整する。
    - カ 設計手数料は、根上町の例により廃止する。
    - キ 消火栓立会手数料は、根上町の例により廃止する。
  - 4) 水道事業加入負担金については、次のとおり、合併時に統一する。
    - ア 従前の負担者との公平性の観点から寺井町と辰口町の例により調整する。
  - 5) 水道料金については、次のとおり、合併時に統一する。

- ア 寺井町、辰口町の例により、口径別料金体系とする。
- イ 基本水量は、0 m<sup>3</sup>とする。
- ウ 基本料金は、辰口町の例による。ただし、25 mmは400円、40 mmは2,000円とする。
- エ 従量料金は、辰口町の例により、85円とする。ただし、合併後3年を目途に料金改定を検討する。
- オ 工場用に限り、5,000 m<sup>3</sup>を超える1 m<sup>3</sup>につき46円とする。
- カ 量水器使用料は、寺井町、辰口町の例により廃止する。
- キ 消費税加算後の合計額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てる。

(2) 工業用水道関係事業については、次のとおり調整する。

- 1) 工業用水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2) 分割された創設工業用水道事業については、新市において工業用水道事業として実施する。また、創設工業用水道料金については、次のとおりとする。
  - ア 根上町水道事業から分割する。
  - イ 工業用水道料金は、外税とし、量水器使用料を廃止する。
  - ウ 現事業、創設事業の工業用水道料金のすべてを対象に消費税加算後の合計額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てる。

(3) 温泉供給関係事業については、次のとおり調整する。

- 1) 温泉供給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2) 温泉使用料については、次のとおり、合併時に統一する。
  - ア 寺井町の例により、契約供給量を月単位とする。
  - イ 使用水量は、寺井町、辰口町の例により調整し、供給区分による責任水量とする。
  - ウ 料金は、寺井町、辰口町の例により調整し、契約供給量の区分により合併時に統一する。
  - エ 市等所有の施設については、供給料金の50%を軽減する。
  - オ 自動販売機で直接販売する料金単価は、寺井町の例により、現行のとおりとする。
- 3) 温泉供給加入金については、次のとおり、合併時に統一する。
  - ア 温泉供給加入金については、辰口町の例により、供給量の区分により合併時に統一する。
  - イ 市等所有の施設については、供給加入金の75%を軽減する。
  - ウ 温泉供給加入金は、合併後の新規供給施設を対象とし、現有施設に適用しない。

(4) 地下水及びその他資源の採取の規制については、合併時まで調整する。

#### <下水道関係事業>

(1) 公共下水道事業については、次のとおり調整する。

- 1) 公共下水道事業基本計画及び事業認可については、新市において新たに策定する。
- 2) 公共下水道事業受益者負担金については、現行のとおりとし、納期と前納報奨金については、根上町の例によるものとする。
- 3) 公共下水道事業の下水道使用料金については、次のとおり合併時に統一する。
  - ア 基本水量5 m<sup>3</sup>で基本料金700円とする。
  - イ 超過料金は、辰口町の例によるものとする。
  - ウ 公衆浴場は、寺井町の例によるものとする。
  - エ 消費税加算後の合計額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てる。
- 4) 公共下水道事業の水洗便所改造資金については、根上町の例により調整する。

(2) 農業集落排水事業については、次のとおり調整する。

- 1) 農業集落排水事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2) 農業集落排水事業の分担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3) 農業集落排水事業の使用料金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後速やかに公共下水道事業との統一を図る。
- 4) 農業集落排水事業の水洗便所改造資金については、公共下水道事業の同制度を準用する。

#### 22-26 町立学校（保育園）の通学（通園）区域

(1) 通学区域については、小学校及び中学校とも現行のとおりとする。

(2) 通園区域については、現行のとおりとする。

#### 22-27 学校教育関係事業

(1) 学校給食の調理方式については、現行のとおりとする。

(2) 私立幼稚園就園援助事業については、辰口町の例により調整する。

(3) 児童生徒就学委託については、現行のとおりとする。

(4) 通学バスについては、現行のとおりとし随時調整する。また、学習等バスについては、根上町の例により調整する。

(5) 遠距離通学費補助については、中学校の補助は現行のとおりとし、小学校の補助は現行の制度を尊重しながら新市において調整する。

- (6) 児童生徒の就学援助については、現行のとおりとする。ただし、修学旅行費は寺井町、学校給食費は寺井町・辰口町の例により調整する。
- (7) 奨学金制度の育英資金については根上町の例により、北陸先端科学技術大学院大学奨学資金については辰口町の例により、それぞれ合併時までに調整する。
- (8) 国際理解教育事業については、現行のとおりとし速やかに交流形態等調整する。

#### 22-28 文化振興事業

- (1) 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 文化財の保護については、新市において新たに審議会等を設置し調整する。
- (3) 文化振興事業については、各町の現状を踏まえ実施することを基本に、それぞれの地域性を考慮しながら、統合・再編に向けて調整する。
- (4) 博物館等の運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たに協議会等を設置し、調整する。ただし、自然環境調査と保全事業については、辰口町の例によるものとする。

#### 22-29 コミュニティ施策

- (1) コミュニティ施設については、地域コミュニティ活動、地域生涯学習及び世代交流の拠点と位置づけ、コミュニティ施策を展開する。
- (2) 集会所整備助成制度については、合併時までに調整する。

#### 22-30 社会教育事業

- (1) 社会教育委員については、新市において新たに委嘱する。
- (2) 公民館の運営については、新市において新たに中央公民館及び地区公民館を設置し、公民館運営審議会を置き、引き続き住民の学習機会の充実に努める。
- (3) 青少年健全育成については、新市において新たに青少年問題協議会及び青少年健全育成センター等を設置し、現行の活動等の検討調整を行う。ただし、青年の家の運営については、新市に引き継ぐ。
- (4) 生涯学習の推進については、各町の現状を踏まえ実施することを基本に、それぞれの地域性を考慮しながら、新市において統合・再編に向けて実施方法等を調整する。
- (5) 図書館の運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たに図書館協議会を設置し、事業内容の検討調整を行う。
- (6) スポーツ振興審議会については、新市において新たに設置する。
- (7) 体育指導委員については、新市において新たに委嘱する。
- (8) 社会体育施設の管理運営については、合併時までに効率的な実施方法に調整する。

- (9) 各種スポーツ大会のうち、全日本競歩根上大会並びに全国銃剣道寺井大会については現行のとおりとし、運営形態等については、新市において調整する。また、その他のスポーツ大会は、地域性を踏まえながら、統合・再編に向けて調整する。

## 23 新市建設計画

新市建設計画は、別添「能美市合併まちづくり計画」に定めるとおりとする。

## 24 その他

- (1) 新市の総合計画については、新市建設計画を基本に、新市において新たに策定する。
- (2) 行財政改革大綱については、新市において速やかに策定する。
- (3) 情報公開制度については、新市において速やかに制度化を図るものとする。
- (4) 指定金融機関及び収納代理金融機関については、3町内に事業所を有する全ての金融機関を基本とし、合併時まで調整する。
- (5) 新年互礼会については、新市において調整する。
- (6) 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業については、寺井町の例によるものとする。
- (7) 議会だよりについては、新市においても発行する。

## 別表 1

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 上段 3歳未満児 下段 3歳以上児
階層区分	定 義	
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	免 除
第2階層	前年度分の市民税非課税世帯	5,000円 5,000円
第3階層	前年度分の市民税課税世帯	21,000円 18,000円
第4階層	前年分の所得税が 64,000円未満の世帯	24,000円 21,000円
第5階層	前年分の所得税が 64,000円以上 160,000円未満の世帯	25,000円 22,000円
第6階層	前年分の所得税が 160,000円以上 408,000円未満の世帯	26,000円 23,000円
第7階層	前年分の所得税が 408,000円以上の世帯	27,000円 24,000円
加 算	前年度分の同一世帯全員の固定資産税総額 (世帯に加算)	100,000円以上 150,000円未満の世帯 2,000円 150,000円以上の世帯 3,000円
	0歳児加算(第3階層以上) (3歳未満児保育料に加算)	9,000円
減 額	同一世帯2人以上の入園	2人目の児童の保育料 (月額)2分の1 3人目以降は無料

# 調 印 書

根上町、寺井町及び辰口町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく根上町・寺井町・辰口町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年5月22日

根 上 町 長

平 田 文 雄 

寺 井 町 長

酒 井 悌 次 郎 

辰 口 町 長

宮 本 長 興 

特 別 立 会 人  
石 川 県 知 事

谷 本 正 憲

立 会 人

合併協議会委員

金 表 修 栄

合併協議会委員

寛 崎 正 勝

合併協議会委員

明 福 憲 一

合併協議会委員

西 田 栄

合併協議会委員

熊 本 一 郎

合併協議会委員

佐々木 真知子

合併協議会委員

道 正弘

合併協議会委員

熊 本 丞 二



立 会 人

合併協議会委員

中野 真治郎

合併協議会委員

森 章

合併協議会委員

井出 善昭

合併協議会委員

武田 康之

合併協議会委員

石崎 恭子

合併協議会委員

竹本 敏晴

合併協議会委員

森田 啓司

合併協議会委員

南野 陸

立 会 人

合併協議会委員

畑 中 晃 昭

合併協議会委員

渡 川 邦 夫

合併協議会委員

金 山 嘉 行

合併協議会委員

角 重 男

合併協議会委員

和 多 尋

合併協議会委員

北 川 邦 子

合併協議会委員

仲 井 培 雄

合併協議会委員

山 本 徹

立 会 人

合併協議会委員

三 国 栄

## 退任された方々

合併協議会委員                      杉   田   隆   一

合併協議会委員                      中   西           浩

合併協議会委員                      高   木   雅   宣

合併協議会委員                      大   家   栄 次 郎

合併協議会委員                      東                   醇   市

合併協議会委員                      中                           弘